

3 参 考 資 料

- (1) 公共用水域の水質の測定方法等
- (2) 令和２年度公共用水域の水質の測定に関する計画（抜粋）
- (3) 地下水の水質の測定方法等
- (4) 令和２年度地下水の水質の測定に関する計画（抜粋）

3 参考資料

(1) 公共用水域等の水質の測定方法等

ア 公共用水域

測定方法は、水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）が定められている項目にあっては、同基準に揚げられた検定方法によるものとし、その他の項目については、昭和49年9月30日に環境庁告示第64号に揚げられる方法、日本産業規格、上水試験方法、下水試験方法等科学的に確立された分析方法によるものとする。

単位：mg/L

項 目 名		報告下限値	報告下限値未満 の記載方法	分 析 方 法
生活環境項目	pH	—		昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 最終改正 平成31年3月20日 環境省告示第46号
	BOD	0.5	< 0.5	
	COD	0.5	< 0.5	
	SS	1	< 1	
	DO	0.5	< 0.5	
	大腸菌群数	—		
	n-ヘキサン抽出物質（油分等）	0.5	ND	
	全窒素	0.05	< 0.05	
	全りん	0.003	< 0.003	
	全亜鉛	0.001	< 0.001	
	ノニルフェノール	0.00006	< 0.00006	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.0006	< 0.0006	
	底層溶存酸素量	0.5	< 0.5	
健康項目	カドミウム	0.0003	< 0.0003	
	全シアン	0.1	ND	
	鉛	0.005	< 0.005	
	六価クロム	0.04	< 0.04	
	砒素	0.005	< 0.005	
	総水銀	0.0005	< 0.0005	
	アルキル水銀	0.0005	ND	
	PCB	0.0005	ND	
	トリクロロエチレン	0.001	< 0.001	
	テトラクロロエチレン	0.0005	< 0.0005	
	四塩化炭素	0.0002	< 0.0002	
	ジクロロメタン	0.002	< 0.002	
	1, 2-ジクロロエタン	0.0004	< 0.0004	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.0005	< 0.0005	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.0006	< 0.0006	
	1, 1-ジクロロエチレン	0.01	< 0.01	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004	< 0.004	
	1, 3-ジクロロプロペン	0.0002	< 0.0002	
	チウラム	0.0006	< 0.0006	
	シマジン	0.0003	< 0.0003	
	チオベンカルブ	0.002	< 0.002	
	ベンゼン	0.001	< 0.001	
	セレン	0.002	< 0.002	
	硝酸性窒素	0.2	< 0.2	
	亜硝酸性窒素	0.05	< 0.05	
	ふっ素	0.1	< 0.1	
	ほう素	0.1	< 0.1	
	1, 4-ジオキサン	0.005	< 0.005	

(2) 令和2年度公共用水域の水質の測定に関する計画（抜粋）

ア 目 的

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、本県の区域に属する公共用水域の水質の測定に関する国及び地方公共団体の計画を統一的視点から総合的に実施できるよう協議並びに調整して、公共用水域の水質の測定について必要な事項を定めるものである。

イ 採水時期

- (ア) 採水は、採水前日において比較的晴天が続き水質が安定している日を選ぶものとする。
- (イ) 低水量時及び水利用が行われている時期を含めるものとする。

ウ 採水部位

- (ア) 河川については、原則として流心部の表層水（水面から水深の20パーセントの部位）とする。
- (イ) 海域については、原則として表層（海面下0.5m）、中層（海面下2m）とし、必要に応じて下層から採水するものとする。

エ 採水時に実施すべき事項

- (ア) 河川の場合、原則として、次の事項を実施するものとする。

採水日時、水深、降雨状況、採水地点付近の地形及び利水状況、主要な汚濁源などを記録する。また、水温、気温、濁り、臭気などについても、現地で観測するものとする。
- (イ) 海域の場合、原則として上記の(ア)のほか、次の事項を実施するものとする。

干満潮の時刻及び潮位、潮流、透明度などを記録するものとする。
- (ウ) 上記の他は、水質調査方法（昭和46年環水管第30号）に準拠する。

オ 採泥方法

採泥試料は、同一場所で少しずつ位置をかえて採取することを原則とする。表泥採取は、全地点で行うこととし、必要と認められる地点では、柱状採泥を行うものとする。

(3) 地下水の水質の測定方法等

測定方法は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」によるものとし、その他項目については、日本産業規格、上水試験方法、下水試験方法等科学的に確立された分析方法によるものとする。

単位：mg/L

項 目		報告下限値	報告下限値未 満の記載方法	分 析 方 法
環 境 基 準 項 目	カ ド ミ ウ ム	0.0003	< 0.0003	平成9年3月13日 環境庁告示第10号 最終改正 令和2年3月30日 環境省告示第35号
	全 シ ア ン	0.1	N D	
	鉛	0.005	< 0.005	
	六 価 ク ロ ム	0.04	< 0.04	
	砒 素	0.005	< 0.005	
	総 水 銀	0.0005	< 0.0005	
	ア ル キ ル 水 銀	0.0005	N D	
	P C B	0.0005	N D	
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.002	< 0.002	
	四 塩 化 炭 素	0.0002	< 0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	< 0.0004	
	クロロエチレン（別名塩化ビ ニル又は塩化ビニルモノマー）	0.0002	< 0.0002	
	1,1-ジクロロエチレン	0.01	< 0.01	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.002	< 0.002	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002	< 0.002	
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	< 0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	< 0.0006	
	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.001	< 0.001	
	テトラクロロエチレン	0.0005	< 0.0005	
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	< 0.0002	
	チ ウ ラ ム	0.0006	< 0.0006	
	シ マ ジ ン	0.0003	< 0.0003	
	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.002	< 0.002	
	ベ ン ゼ ン	0.001	< 0.001	
	セ レ ン	0.002	< 0.002	
	硝 酸 性 窒 素	0.1	< 0.1	
	亜 硝 酸 性 窒 素	0.05	< 0.05	
	ふ つ 素	0.1	< 0.1	
	ほ う 素	0.1	< 0.1	
	1,4-ジオキサン	0.005	< 0.005	

項 目		分 析 方 法
そ の 他 項 目	p H	昭和 4 6 年 1 2 月 環 境 庁 告 示 第 5 9 号
	塩 素 イ オ ン	上 水 試 験 方 法 (モ ー ル 法)
	イ オ ン 類	イオンクロマトグラフ法
	E P N	平成 5 年 4 月 2 8 日 環 水 規 第 1 2 1 号 改 正 平成 5 年 1 0 月 環 水 規 第 2 7 1 号

(4) 令和2年度地下水の水質の測定に関する計画（抜粋）

ア 目 的

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、本県の区域に属する地下水の水質の測定に関する国及び地方公共団体の計画を統一的視点から総合的に実施できるよう協議並びに調整して、地下水の水質の測定について必要な事項を定めるものである。

イ 水質調査の種類

(ア) 概況調査（定点方式）

利水的に重要な地域等において、重点的に汚染の発見又は濃度の推移等を把握することを目的とする。

(イ) 概況調査（ローリング方式）

新たな地下水汚染を発見することを目的とする。

(ウ) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査または事業者からの報告等により新たに汚染が明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認し、汚染原因の究明に資する情報を取得することを目的とする。

(エ) 継続監視調査

汚染地域における、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認などを目的とする。

ウ その他

井戸の諸元（井戸の形態、使用目的（ストレーナ位置）、地下水位、地盤高）等についてもできるだけ把握する。